

那こ政策第 39-2 号

令和 3 年 5 月 24 日

放課後児童クラブを利用する保護者の皆様

那覇市長 城間 幹子
(公 印 省 略)

家庭保育の協力について(依頼)

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にお取り組みいただき、感謝申し上げます。

この度、沖縄県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置区域に追加されたことを受け、原則開所の上、保護者の皆さまには改めて「家庭保育の協力」を依頼することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、下記の通りご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本決定事項は、5 月 24 日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

1 家庭保育の協力依頼(保育料の減免があります。)

放課後児童クラブの開所日において、お仕事がお休みの場合等で家庭での保育が可能な日に、通所を見合わせ、ご家庭での保育を行う「家庭保育の協力」をお願いいたします。**家庭保育の実施日につきましては、保育料の日割減免の対象となります。**

対象期間：令和 3 年 5 月 24 日(月)～6 月 20 日(日)

2 各ご家庭におかれましては、「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」における、県民へ要請(県内全域)内容をご留意のうえ、感染防止対策を実施していただくようお願いいたします。

3 家族に感染者が発生した、または、PCR 検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに児童クラブまでご連絡をお願いします。

那こ政策第 52-2 号

令和 3 年 6 月 18 日

放課後児童クラブを利用する保護者の皆様

那覇市長 城間 幹子
(公 印 省 略)

家庭保育の協力について(依頼)

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

また、小学校の臨時休業中の期間、感染リスクを軽減するため、放課後児童クラブへの通所自粛等の緊急的対応を賜り感謝申し上げます。

さて、この度、沖縄県が特別措置法に基づく緊急事態措置の延長されたことを受け、原則開所の上、保護者の皆さまには改めて「家庭保育の協力」を依頼することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、下記の通りご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本決定事項は、6 月 18 日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

1 家庭保育の協力依頼(保育料の減免があります。)

放課後児童クラブの開所日において、お仕事がお休みの場合等で家庭での保育が可能な日に、通所を見合わせ、ご家庭での保育を行う「家庭保育の協力」をお願いいたします。**家庭保育の実施日につきましては、保育料の日割減免の対象となります。**

対象期間：令和3年6月21日(月)～7月11日(日)

2 各ご家庭におかれましては、「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」における、県民へ要請(県内全域)内容をご留意のうえ、感染防止対策を実施していただくようお願いいたします。

3 家族に感染者が発生した、または、PCR 検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに児童クラブまでご連絡をお願いします。

那こ政策第 69-2 号

令和 3 年 7 月 9 日

放課後児童クラブを利用する保護者の皆様

那覇市長 城間 幹子
(公 印 省 略)

家庭保育の協力について(依頼)

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、この度、沖縄県が特別措置法に基づく緊急事態措置の再延長されたことを受け、原則開所の上、保護者の皆さまには改めて「家庭保育の協力」を依頼することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、下記の通りご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本決定事項は、7月9日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

1 家庭保育の協力依頼(保育料の減免があります。)

放課後児童クラブの開所日において、お仕事がお休みの場合等で家庭での保育が可能な日に、通所を見合わせ、ご家庭での保育を行う「家庭保育の協力」をお願いいたします。**家庭保育の実施日につきましては、保育料の日割減免の対象となります。**

対象期間：令和3年7月12日(月)～8月22日(日)

2 各ご家庭におかれましては、「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」における、県民へ要請(県内全域)内容をご留意のうえ、感染防止対策を実施していただくようお願いいたします。

3 家族に感染者が発生した、または、PCR 検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに児童クラブまでご連絡をお願いします。

那こ政策第 85-2 号

令和 3 年 8 月 11 日

放課後児童クラブを利用する保護者の皆様

那覇市長 城間 幹子
(公 印 省 略)

家庭保育の協力について(依頼)

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、この度、沖縄県が緊急事態措置の再々延長されたことを受け、原則開所の上、保護者の皆さまには改めて「家庭保育の協力」を依頼することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、下記の通りご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本決定事項は、8 月 11 日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

1 家庭保育の協力依頼(保育料の減免があります。)

放課後児童クラブの開所日において、お仕事がお休みの場合等で家庭での保育が可能な日に、通所を見合わせ、ご家庭での保育を行う「家庭保育の協力」を、より一層、お願いいたします。**家庭保育の実施日につきましては、保育料の日割減免の対象となります。**

対象期間：令和3年8月11日(水)～8月31日(火)

2 各ご家庭におかれましては、「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」及び「沖縄県緊急共同メッセージ」の内容をご留意のうえ、感染防止対策を実施していただくようお願いいたします。

3 家族に感染者が発生した、または、PCR 検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに児童クラブまでご連絡をお願いいたします。

那こ政策第 94-2 号
令和 3 年 8 月 19 日

放課後児童クラブ利用者 様
放課後児童クラブ利用者の雇用主 様

那覇市長 城間 幹子
(公印省略)

通常保育を休止し特別な事由に限定した保育の実施等について (通知)

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝いたします。

さて、今般、同感染症はかつてない規模で拡大しており、本市内の放課後児童クラブにおいても施設内感染者数が増えており、児童や施設職員の感染防止や極めて危機的な状況にある県内の医療提供体制への支援をはじめ社会生活の維持を行うため、更なる取り組みが必要な状況にあります。

このような状況を勘案し、本市としては、医療従事者等や社会生活を維持するために就業を継続することが必要な保護者及び特別な事情のある保護者等の児童に限定した保育 (特別保育) を実施することといたしました。

つきましては、下記及び別添の「那覇市長メッセージ」のとおり通常保育が休止となることについて、ご理解とご協力をくださるようお願いいたします。

なお、特別保育対象の児童についても、家庭保育が可能な日の通所自粛の協力依頼は継続いたしますので、引き続きご協力くださるようお願いいたします。

※本決定事項は、8 月 19 日現在であり、感染状況等により今後変更があり得ることを申し添えます。

記

1、保育対象は、保護者の全員が次の場合で (1) ~ (3) のいずれかに該当し、かつ休暇の取得が困難な場合とします。

- (1) 社会生活を維持する上で事業継続が求められる事業者
- (2) 社会福祉サービス等の事業者
- (3) その他、真にやむを得ない事情がある方

※詳細は、別添のガイドラインを参考にし、ご不明な点、お困りの点がございましたら、こども政策課までご相談ください。

2、実施期間 8月20日（金）～ 8月29日（日）

※8月23日（月）までは、調整期間として柔軟に対応いたします。

※特別保育の期間における開所時間については午前中から開所するよう
児童クラブあて依頼しております。

3、本件特別保育の実施について、保育料等は減免措置等の対象です。

特別保育に関する問い合わせ先 那覇市こども政策課 電話：861-2110
--

那こ政策第 98-2 号
令和 3 年 8 月 26 日

放課後児童クラブ利用者 様
放課後児童クラブ利用者の雇用主 様

那覇市長 城間 幹子
(公印省略)

通常保育を休止し特別な事由に限定した保育【特別保育】の実施等について (通知)

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝いたします。

さて、この度、県内において新型コロナウイルスの感染者が急増していることを受けて、本市においては、8月30日(月)から9月5日(日)の期間、小学校の臨時休業を決定しました。

また、市内放課後児童クラブにおける感染者数についても改善が見られないことから、児童と児童クラブ職員の感染防止と県内の医療と社会生活の維持のため、医療従事者等や社会生活を維持するための職種に勤務する保護者及び特別な事情のある保護者等の児童に限定した保育(特別保育)を引き続き実施することといたしました。

また、保護者や親戚等で世話ができない児童については、小学校で午後2時までは受け入れる体制を整えており、各児童クラブは、午後以降の保育開始となりますので、ご協力をお願いします。

なお、特別保育対象の児童についても、家庭保育が可能な日の通所自粛の協力依頼は継続いたしますので、引き続きご協力くださるようお願いいたします。

※本決定事項は、8月26日現在であり、感染状況等により今後変更があり得ることを申し添えます。

記

1、保育対象は、保護者の全員が次の場合で(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ休暇の取得が困難な場合とします。

- (1) 社会生活を維持する上で事業継続が求められる事業者
- (2) 社会福祉サービス等の事業者
- (3) その他、真にやむを得ない事情がある方

※詳細は、別添のガイドラインを参考にし、ご不明な点、お困りの点がございましたら、こども政策課までご相談ください。

2、実施期間 8月30日（月）～ 9月5日（日）

3、本件特別保育の実施について、保育料等は減免措置等の対象です。

特別保育に関する問い合わせ先
那覇市こども政策課
電話：861-2110

那こ政策第 103-2 号
令和 3 年 9 月 2 日

放課後児童クラブ利用者 様
放課後児童クラブ利用者の雇用主 様

那覇市長 城間 幹子
(公印省略)

通常保育を休止し特別な事由に限定した保育【特別保育】の実施等について（通知）

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝いたします。

さて、本市においては、9月6日（月）から9月13日（月）の期間、感染リスクの低減を講じる教育活動を行うため、小学校の分散登校を決定しました。

放課後児童クラブにおいては、児童と児童クラブ職員の感染防止と県内の医療と社会生活の維持のため、医療従事者等や社会生活を維持するための職種に勤務する保護者及び特別な事情のある保護者等の児童に限定した保育（特別保育）を引き続き実施することといたしましたので、ご理解ご協力をお願いします。

また、保護者や親戚等で世話ができない児童については、小学校で午後1時までは受け入れる体制を整えており、各児童クラブは、午後以降の保育開始となりますので、ご協力をお願いします。

なお、特別保育対象の児童についても、家庭保育が可能な日の通所自粛の協力依頼は継続いたしますので、引き続きご協力くださるようお願いいたします。

※本決定事項は、9月2日現在であり、感染状況等により今後変更があり得ることを申し添えます。

記

1、保育対象は、保護者の全員が次の場合で(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ休暇の取得が困難な場合とします。

- (1) 社会生活を維持する上で事業継続が求められる事業者
- (2) 社会福祉サービス等の事業者
- (3) その他、真にやむを得ない事情がある方

※詳細は、別添のガイドラインを参考にし、ご不明な点、お困りの点がございましたら、こども政策課までご相談ください。

2、実施期間 9月6日(月)～9月13日(月)

3、本件特別保育の実施について、保育料等は減免措置等の対象です。

特別保育に関する問い合わせ先
那覇市子ども政策課
電話：861-2110